

多面的機能支払の実施に関する基本方針

1. 取組の推進に関する基本的考え方

山口県では、過疎化・高齢化・混住化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の保全管理が困難となっている状況や農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への県民の要請を踏まえ、農業生産の基盤となる農地、農業用水等の資源の保全活動の推進、地域住民の協働による集落機能の維持、多面的機能の維持、発揮を図る取り組みを推進することとしている。

このような中、平成19年度から地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対し支援を行ってきたが、高齢化や不在地主の増加等により、農地、水路や農道等の保全・補修に係る担い手の負担が増大する等、地域全体で多面的機能を維持管理することが困難な状態となってきている。

このため、多面的機能を支える共同活動、地域共同による地域資源（農地、水路、農道、ため池等）の質的向上を図る共同活動、農村環境保全活動に加え、多面的機能の増進を図る活動や、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化のための取組に対し多面的機能支払交付金により、担い手への農地集積の後押し、地域全体で多面的機能を維持、発揮を図る地域活動を支援する。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的な保全活動

地域活動指針の基礎活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動を1以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的な保全活動

区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	農用地
取 組	遊休農地発生防止のための保全活動 (鳥獣害防護柵の更新、補修または新設)
取組内容	遊休農地発生防止のための保全管理の一環として、鳥獣害防護柵の更新、補修または新設
活動要件	協定に位置付けた農用地について、遊休農地発生防止のための保全管理等を実施する

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

区 分	
活動項目	
取 組	
取組内容	
活動要件	

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

山口県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

山口県の農地維持支払交付金の交付単価については、多面的機能を支える共同活動を支援するため、基本単価とする。

ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3,000 円	1,500 円
	畑	2,000 円	1,000 円
	草地	250 円	125 円

③ 加算単価

事業計画に定める活動期間中に、対象組織において新たに小規模集落（集落内の総農家戸数が10戸以下）が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合、又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成29年度であって、平成30年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において、新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に、対象農用地面積に応じ加算できる。

なお、1小規模集落当たりの交付額は、20万円（うち国の助成10万円）／年を上限とし、1対象組織当たりの交付額は、40万円（うち国の助成20万円）／年を上限とする。

また、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの加算単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	1,000円	500円
	畑	600円	300円
	草地	80円	40円

（3）交付金の算定の対象とする農用地

農地維持支払の対象農用地は、農振農用地区域内農用地に加え、農業生産の継続、多面的機能発揮の促進、保全管理することによる防災・減災力の強化に資する地域活動を支援する観点から、次のとおりとする。

- ① 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- ② 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地
- ③ ため池等の農業用施設の保全管理と一体的に取り組む地域で、農業生産の継続、多面的機能の発揮の促進を図ると認められる農用地

（4）その他必要な事項

なし

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

施設の軽微な補修は、機能診断・計画策定を毎年度実施する。実践活動は、年度計画に基づき実施する。また、研修は、機能診断・補修技術等に関する研修を5年間で一回以上実施する。

ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目、取組は、除外する。

イ. 農村環境保全活動

地域活動指針の農村環境保全活動について、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取り組みを1以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

遊休農地の有効利用、農地周りの共同活動の強化、地域住民による直営施工、防災減災力の強化、農村環境保全活動の幅広い展開、医療・福祉との連携、農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化の中から、一つ以上を毎年度実施する。

また、農村環境保全活動の幅広い展開は、地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、当該農村環境保全活動とは異なる1テーマ以上の農村環境保全活動を実施する又は、高度な保全活動として、農業用水の保全、農地の保全、地域環境の保全、専門家の指導の中から一つ以上を実施するものとする。

なお、高度な保全活動は、農業者等の作業安全の確保や省力化の観点から、持続的な畦畔管理及び、持続的な水管理を推進する。

平成29年度以降に新たに「多面的機能の増進を図る活動」を実施する活動組織及び広域活動組織については、広報活動を毎年度実施する。ただし、対象農用地に農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は地域振興立法8法地域に該当する場合は、広報活動の実施を必ずしも求めるものではない。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

区 分	取組内容の追加			
構成項目	実践活動			
対象施設等	農用地	水路	農道	ため池
活動項目	施設	水路	農道	堤体
取 組	30 農用地の軽微な補修等	31 水路の軽微な補修等	32 農道の軽微な補修等	33 ため池の軽微な補修等
取組内容	きめ細やかな雑草対策（イネの出穂2週間前までの草刈り）			
活動要件	活動計画書に位置付けられた施設において、斑点米発生防止のための「きめ細やかな雑草対策」を実施する。			

イ. 農村環境保全活動

区 分	
活動指針の構成	
テーマ	
取 組	
取組内容	
活動要件	

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

区 分	
活動項目	
取 組	
取組内容	
活動要件	

④地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

山口県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

山口県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区（資源向上支払（共同活動）を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地、）については、基本単価の7.5割とする。

新規地区（5年未満であって、資源向上活動（長寿命化）の対象農用地でない農用地）は、基本単価とする。

新規地区、継続地区の交付単価において、多面的機能の増進を図る活動に取り組みない場合には、当該支払の交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
新規地区（基本単価） （法に基づき市町村長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動（共同）を5年間未満実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地でない農用地）	田	2,400円	1,200円
	畑	1,440円	720円
	草地	240円	120円

継続地区（基本単価×75%） （法に基づき市町村長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動（共同）を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地）	田	1,800 円	900 円
	畑	1,080 円	540 円
	草地	180 円	90 円
「多面的機能の増進を図る活動」に取り組みない新規地区	田	2,000 円	1,000 円
	畑	1,200 円	600 円
	草地	200 円	100 円
「多面的機能の増進を図る活動」に取り組みない継続地区	田	1,500 円	750 円
	畑	900 円	450 円
	草地	150 円	75 円

③ 加算単価

山口県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の加算単価については、継続地区（資源向上支払（共同活動）を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地、）については、加算単価の7.5割とする。

新規地区（5年未満であって、資源向上活動（長寿命化）の対象農用地でない農用地）は、加算単価とする。

ア 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに取組を選択し、1取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が事業計画に定める活動期間中に多面的機能の増進を図る活動の取組から2取組以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる。

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの加算単価	左記のうち国の助成
新規地区（加算単価）	田	400 円	200 円

	畑	240 円	120 円
	草地	40 円	20 円
継続地区(加算単価×75%)	田	300 円	150 円
	畑	180 円	90 円
	草地	30 円	15 円

イ 農村協働力の深化に向けた活動への支援

アの支援を受ける対象組織であって、構成員のうち農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合に、当該活動期間に限りアの表中の単価に更に加算できる。

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの加算単価	左記のうち国の助成
新規地区（加算単価）	田	400 円	200 円
	畑	240 円	120 円
	草地	40 円	20 円
継続地区(加算単価×75%)	田	300 円	150 円
	畑	180 円	90 円
	草地	30 円	15 円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の対象農用地は、農振農用地区域内農用地に加え、農業生産の継続、多面的機能発揮の促進、保全管理することによる防災・減災力の強化に資する地域活動を支援する観点から、次のとおりとする。

- ① 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- ② 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地
- ③ ため池等の農業用施設の保全管理と一体的に取り組む地域で、農業生産の継続、多面的機能の発揮の促進を図ると認められる農用地

(4) その他必要な事項

なし

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

また、本県では、農地に係る施設として給水・排水施設についても、地域の合意により対象施設とし、当該施設の補修、更新等を対象活動とする。なお、農地に係る施設・活動については、対象組織(集落)が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行うとともに、交付金の範囲の中で対象活動とすることができるものとする。

ただし、施設の長寿命化のための活動に係る費用は、原則として工事1件当たり2百万円未満とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

本県における対象とする施設・活動は別紙3と同様の活動とする。

b 内容について県知事と協議を求める場合の要件

工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する活動組織及び広域組織は、長寿命化整備計画書を作成し、事業計画書に添付し、市町長の認定を受けるものとする。認定にあたり、市町長は長寿命化整備計画書に定められた活動について県知事と協議を行い、同意を得なければならない。

県知事は、当該活動における対象施設の緊急度等を踏まえ、農業農村整備事業管理計画の優先順位を見直しても予算規模等から5年以内の事業化が困難な場合及び適用可能な事業がない場合に限り、同意する。

ただし、活動組織及び広域組織は、当該活動の実施にあたり、県協議会の技術的指導を受けるものとする。

c 県協議会が行う技術的指導の内容

当該活動の実施にあたり、活動組織及び広域組織は県協議会の設計審査等を受け、完成検査時は県協議会の立会を要する。

d その他必要な事項

なし

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
取 組	61 水路の補修
取組内容	水路の浚渫
活動要件	土砂の堆積、植物の繁茂などにより通水機能に支障が生じており、清掃や泥上げなどの日常管理だけでは解消が困難な場合、機械等を用いて対策を行うこと。

区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	付帯施設
取 組	61 水路の補修
取組内容	取水施設の補修
活動要件	取水施設、堰の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	付帯施設
取 組	61 水路の補修
取組内容	管理施設の補修
活動要件	管理用道路の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	付帯施設
取 組	63 農道の補修
取組内容	農道橋の補修
活動要件	農道橋の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
取 組	65 ため池の補修
取組内容	ため池の浚渫
活動要件	土砂の堆積、植物の繁茂などにより貯水機能に支障が生じており、清掃や泥上げなどの日常管理だけでは解消が困難な場合、機械等を用いて浚渫をするなどの対策を行うこと。

区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
取 組	65 ため池の補修
取組内容	堤体の補修
活動要件	ため池の堤体において、老朽化等により日常管理が困難な場合、必要な貯水機能を確保しつつ堤体の一部を切り下げ（切開）を行うなど、防災上必要な対策を行うこと。

区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
取 組	66 ため池（附帯施設）の更新等
取組内容	取水施設の更新
活動要件	ため池の取水施設において、老朽化等により日常管理が困難な場合、新たに竖樋、底樋、斜樋などの取水施設を設置することによる対策を行うこと。

区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	ため池
取 組	66 ため池（附帯施設）の更新等
取組内容	洪水吐の更新
活動要件	ため池の洪水吐において、老朽化等により日常管理が困難な場合、新たに洪水吐を設置するなどの対策を行うこと。

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地に係る施設
活動項目	農地に係る施設
取 組	100 農地に係る施設の補修
取組内容	鳥獣害防護施設の補修
活動要件	鳥獣害防護柵施設（固定式に限る。）の破損箇所や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと。

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地に係る施設
活動項目	農地に係る施設
取 組	100 農地に係る施設の補修
取組内容	給水施設の補修
活動要件	給水施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地に係る施設
活動項目	農地に係る施設
取 組	100 農地に係る施設の補修
取組内容	暗渠排水、排水口の補修
活動要件	暗渠排水、排水口の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地に係る施設
活動項目	農地に係る施設
取 組	101 農地に係る施設の更新
取組内容	鳥獣害防護柵施設の更新
活動要件	鳥獣害防護柵施設を設置（固定式であって、土地改良区、市町等へ財産譲与するものに限る。）することにより対策を行うこと。

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地に係る施設
活動項目	農地に係る施設
取 組	101 農地に係る施設の更新
取組内容	給水施設の更新
活動要件	老朽化等により機能に支障が生じている給水施設の更新による対策を行うこと。

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農地に係る施設
活動項目	農地に係る施設
取 組	101 農地に係る施設の更新
取組内容	暗渠排水、排水口の更新
活動要件	老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水、排水口の更新による対策を行うこと。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙3）

山口県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙3のとおりとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象農用地は、農振農用地区域内農用地に加え、農業生産の継続、多面的機能発揮の促進、保全管理することによる防災・減災力の強化に資する地域活動を支援する観点から、次のとおりとする。

- ① 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地

- ② 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地
- ③ ため池等の農業用施設の保管理と一体的に取り組む地域で、農業生産の継続、多面的機能の発揮の促進を図ると認められる農用地

(3) その他必要な事項

なし

5. 広域協定の規模

- (1) 広域協定の対象とする区域が、昭和 25 年 2 月 1 日時点の市区町村区域程度、又は広域協定の対象とする区域内の農用地面積が、200 ヘクタール以上を有するものとする。
- (2) 山口県内において、生産条件が不利な農用地等が存在する場合、広域協定の対象とする区域が 50ha 以上、又は広域協定に参加する集落が 3 集落以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、山口県、市町、農業団体、農業者団体等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」第 4 の 2 の (1) に基づく推進組織は、山口県、市町、農業団体等から構成する山口県日本型直接支払推進協議会を設置し、県内統一での事業実施、事業の促進、事務支援のため、地域の推進体制に位置付ける。

(2) 関係団体の役割分担

ア. 山口県

- ・ 本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・ 山口県の多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。

イ. 市町（別添：市町一覧のとおり）

- ・ 活動組織等を対象とした研修会や説明会等を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・ 管内の活動組織等から提出された事業計画を審査し、認定をする。
- ・ 多面的機能支払交付金について、活動組織等から提出された申請書等の審査を行い、活動組織等の代表者に交付金の交付額等を通知し交付を行う。
- ・ 活動組織等の多面的機能支払交付金に係る実施状況を確認する。
- ・ 活動組織等に対して適宜指導を行い、活動計画書に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。

ウ. 山口県日本型直接支払推進協議会（県協議会）

- ・ 県と協議し、推進に関する手引きを作成、ホームページの開設・運用、事業推進の手引

きの作成、本交付金の普及活動、事業推進を図る。

- ・ 活動組織等を対象とした研修会や説明会等を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・ 市町による実施状況等の確認を補助し、活動組織の活動に対し適宜指導及び助言を行う。
- ・ 市町による事業計画の審査を補助し、活動組織に対し適宜指導及び助言を行い、活動計画書に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・ 施設の長寿命化のための活動において技術的指導を行う。
- ・ 実績値等を取りまとめ、県、市町へ提出する。

(3) 多面的機能支払交付金の交付の方法

- ・ 多面的機能支払交付金については、国から山口県に交付を受けた額を、山口県日本型直接支払交付金交付要綱に従い、県の交付金と併せ市町に交付するものとする。

(4) 推進交付金の交付の方法

- ・ 推進交付金については、国から山口県に交付を受けた額のうち、推進組織推進事業、市町村推進事業の実施に必要な経費を山口県日本型直接支払交付金交付要綱に従い、県から山口県日本型直接支払推進協議会及び、市町に交付するものとする。

(5) その他必要な事項

なし

【参考添付資料】

(別 添) 市町一覧

(参考 1) 関係団体の役割分担表

(参考 2) 実施体制図

(別添)

市町一覧

市町名	備 考
下関市	
宇部市	
山口市	
萩市	
防府市	
下松市	
岩国市	
光市	
長門市	
柳井市	
美祢市	
周南市	
山陽小野田市	
周防大島町	
和木町	農振農用地なし
上関町	
田布施町	
平生町	
阿武町	

<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	山口県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金		○		
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1. 法基本方針の策定	○			
2. 促進計画の策定		○		
3. 第三者機関の設置、運営	○			
4. 要綱基本方針の策定	○			
5. 事業計画の指導、審査、認定				
（1）事業計画の指導、事前審査			○	
（2）事業計画の指導、審査		○		
（3）事業計画の認定		○		
（4）長寿命化整備計画の協議	○	○		
6. 広域協定の指導、審査、認定				
（1）広域協定の指導、事前審査			○	
（2）広域協定の指導、審査		○		
（3）広域協定の認定		○		
7. 実施状況確認、報告				
（1）実施状況中間履行確認			○	
（2）実施状況確認		○	○ 認定農用地 確認野帳作成	
（3）実施状況報告	○	○		
8. 推進・指導				
（1）対象組織等への研修会、説明会	○	○	○	
（2）ホームページの開設・運用	○	○	○	
（3）活動に関する指導、助言	○	○	○	
（4）推進に関する手引きの作成	○		○	
（5）対象組織を支援する組織への支援			○	
（6）資源向上（長寿命化）における組織への技術的指導			○	
9. 交付金申請書等の審査				
（1）交付金申請書等の審査	○	○		
（2）検査	○	○		
（3）通知・交付	○	○		
10. その他推進事業の実施に必要な事項				
（1）実績値等の取りまとめ	○	○	○	
（2）中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接			○	

(注) 「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

<参考2>

実施体制図

